

御殿場十字の園 御殿場通所介護センターの運営規程
(介護予防・日常生活支援総合事業第1通所事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する御殿場十字の園通所介護センター(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 御殿場十字の園 御殿場通所介護センター
- (2) 所在地 御殿場市深沢1465-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1人(兼務)
事業者は、事業所の従事者の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。
- (3) 介護職員 5人以上
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- (4) 看護職員 1人以上
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 事務員 1人以上
事務員は請求業務等必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日
(悪天候による臨時休業あり)
営業時間 8時30分～17時30分
サービス提供時間 ①9時15分～15時15分(月曜日～土曜日)

(利用定員)

第6条 利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 月～金曜日 35名 土曜日25名

(第1号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 介護の内容、利用料及びその他の費用は次のとおりとする。

(1) 送迎：マイクロバス、リフトバス等の車両にて送迎をする。

(2) 内容：健康管理、入浴、食事、レクリエーション、機能訓練、おやつ等のサービスの提供

(3) 利用料

利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、それ以外の場合は法令によるものとする。

①食事の提供に要する費用 700円・・・食材料費及び調理費相当

(時間延長の利用では、夕食600円)

②教養娯楽費 実費

③複写物の交付 1枚につき10円

④その他日用生活品の購入代金が利用者の生活費用に要する費用 実費

⑤サービス提供時間外の延長利用にかかる費用 30分につき100円

⑥通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用 実費

なお、自動車を使用した場合の交通費

(1) 実施地域を越えた地点から概ね5キロメートル未満 500円/片道

(2) 実施地域を越えた地点から概ね5キロメートル以上 1000円/片道

(3) 実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル以上は利用者等と協議し決定した額とする

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、御殿場市、小山町とする。

(サービス利用に当たっての留意点)

(1) 事業所によるサービス等重要事項文章の説明を受けたときは、その内容をよく確認し、それらに同意するか否か伝えること。

(2) 利用者に応じた通所サービス計画がされているか確認すること。

(3) 事業者からの利用料その他の費用の説明をよく確認し、支払うこと。

(4) 機能訓練室を利用する際は、機能訓練指導員の指導・注意に基づいて行うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者は、現に介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関、同一建物内の御殿場十字の園診療所又は富士病院等へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は非常災害に対して、第1号通所事業の利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を講じなければならない。

(1) 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。

(2) 防災委員会を設置する。防災管理の徹底を図る為に、防災委員を1名選出し、同一建物内の老人介護福祉施設等の防災委員と共に防災設備の維持・管理等について計画する。

(3) 災害時における利用者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告するものとする。

(身体拘束適正化に関する事項)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業継続計画に関する事項)

第13条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に出来る体制を構築する為、業務継続に向けた計画の策定、研修、シミュレーションを実施することとする。

(認知症介護に関する研修について)

第14条 事業所は、全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 以上の他に、運営に関する重要事項は次の通りである。

(1) 事業者は、利用者に対して適切な第1号通所事業ができるよう、従事者の勤務体制を定めておかなければならない。

(2) 事業者は、第1号通所事業の提供に際しては、定員を超えて行わないこと。

(3) 事業者は、衛生的な管理に努め、また感染症の予防の為に必要な措置を講ずること。

(4) 事業所の見やすい場所に運営、職員、サービスに関する重要事項を掲示すること。

(5) 事業上知り得た利用者又は家族の個人情報については法令にもとづき外部に漏らさないこと。

(6) 事業者は、提供した第1号通所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の措置を講じなければならない。

(7) 事業者は、利用者に対する第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(8) 事業所ごとに経理を区分するとともに、第1号通所事業と、その他の事業の会計を区分しなければならない。

(9) 事業者は、施設及び設備構造、従事者並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また利用者に対する第1通所事業提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日 改訂

平成24年1月1日 改訂

平成24年4月1日 改訂

平成24年5月1日 改訂

平成24年9月1日 改訂

平成27年1月1日 改訂

平成27年4月1日 改訂

平成27年8月1日 改訂

平成30年4月1日 改訂

令和 3年4月1日 改訂

令和 5年6月1日 改訂

令和 6年1月1日 改訂

令和 6年4月1日 改訂

令和 6年7月1日 改訂

令和 6年10月1日改訂